

資料2

その他説明資料

目 次

1	国際競争力の強化に向けた取組について	1
2	名古屋港の防災対策について	4
3	組織機構の見直しについて	6
4	港湾施設等アセットマネジメント推進計画について	8

国際競争力の強化に向けた取組について

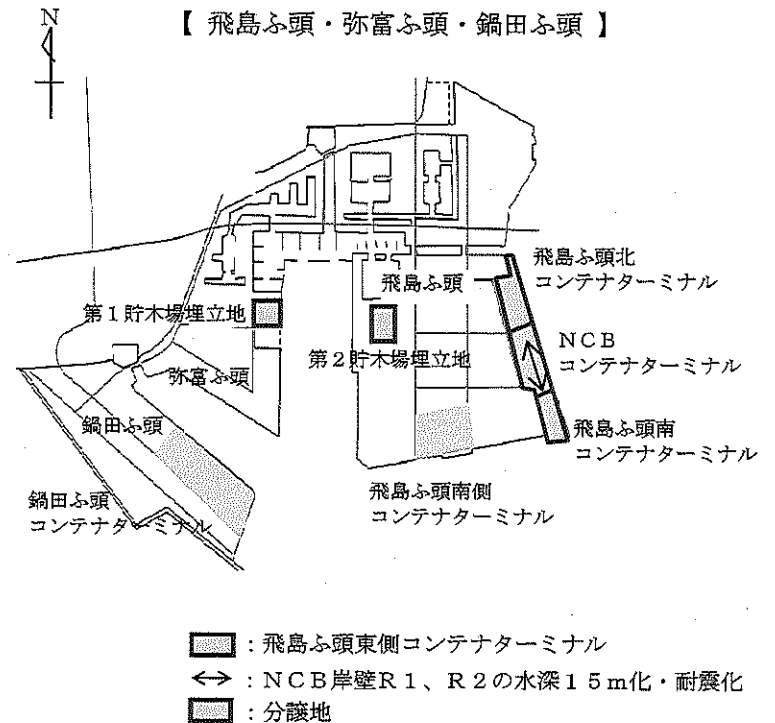
平成27年の総取扱貨物量は1億9,800万トンとなり、14年連続で日本一を堅持し、また、外貿コンテナ取扱個数は247万TEUとなり、全国第3位となる見込みである。このような中、名古屋港は、コンテナ貨物、バルク貨物、完成自動車を取り扱う総合的な港湾であり、背後地域の高付加価値を産み出す「ものづくり産業」を強力に支援する「国際産業戦略港湾」の実現に向け、港の強靱化を図るとともに、船舶の大型化や取扱貨物の増加に対応した港湾機能強化の取組を進めている。

1 コンテナ取扱機能の強化

急速に進展する東南アジア航路の船舶の大型化やコンテナ貨物の増加に対応するため、老朽化している飛島ふ頭東側のコンテナターミナルの機能強化（NCB岸壁R1、R2の水深15m化・耐震化）について、早期実現に向けて取り組んでいる。東航路は平成27年10月より水深16mによる暫定供用が開始され、平成28年度完了を目途に、引き続き、水深16mへの増深を進めていく。

一方、本港におけるコンテナターミナルの一体的な運営を推進させるとともに、港湾運営会社制度のメリットを享受するため、平成27年12月に名古屋港埠頭株式会社（以下「埠頭㈱」という。）と名古屋コンテナ埠頭株式会社（以下「NCB」という。）が合併契約（埠頭㈱を存続会社、NCBを消滅会社とする吸収合併方式）を締結し、平成28年1月に両社の株主総会で合併契約が承認された。引き続き、港湾法に基づいて国土交通大臣から特例港湾運営会社として必要な合併認可を経て、4月1日に合併する予定である。

さらに、埠頭㈱は、利用者ニーズを踏まえ、制度メリットである無利子資金の貸付を活用し、飛島ふ頭南コンテナターミナルにおいて、荷役機械の大型化（1基増設）に向けた取組を進め、更なるサービス向上に努めている。また、伊勢湾で一つの港湾運営会社となる期限である平成29年9月に向けて、埠頭㈱と四日市港の特例港湾運営会社（四日市港埠頭㈱）との経営統合について、関係者と検討を進めている。



2 集貨拡大、産業立地の促進に向けた取組

背後地域からの集貨拡大や産業立地を促進していくため、官民一体となった国内外のポートセールス及び企業誘致を強化していく。

国内では、毎年、東京及び名古屋地区で実施している利用者懇談会を、近隣背後地域からの集貨拡大を目的に、平成26年度に続いて静岡県でも開催した。企業・自治体等への訪問については北陸地方を中心に実施し、また、様々な企業が集う展示会やセミナーへの参加と併せ、積極的に本港のPRを行った。

さらには、四日市港との伊勢湾連携における取組として、四日市港管理組合と合同で背後圏を訪問し、伊勢湾の優位性のPRを行っている。

海外では、名古屋商工会議所との共催による使節団を平成27年度は欧州に派遣した。さらに、港湾関係者で構成する調査団を中国に送り、船社や荷主に対し、中部地域のポテンシャルを積極的にPRするなど、本港利用に向けたポートセールスを実施した。

他に、港湾ビジネスの拡大を図るため、姉妹港、パートナーシップ港及び中国港湾との交流を深める等、海外港湾との連携を推進していく。

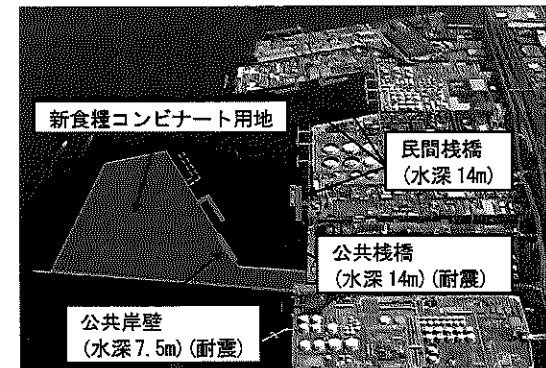
一方、本港の港勢の発展に資する企業の進出用地として、弥富ふ頭の第1貯木場埋立地及び飛島ふ頭の第2貯木場埋立地の分譲地を公募し、平成28年2月に、全体約20.6haのうち約5.1haについて、2社の分譲予定者を選定した。応募の無かった分譲地については、今後、企業ヒアリング等を積極的に行い、着実な売却に向けて引き続き取組を進めていく。

3 国際バルク戦略港湾の取組

新食糧コンビナート用地の埋立計画に係る護岸整備費が大きく増加する試算となり、また、国際バルク戦略港湾選定時以降、穀物輸入を取り巻く動向や社会経済情勢は、TPPが署名されるなど変化している。

このことから、平成28年度においても、調査費の計上を見合せ、引き続き、十分に関係者の意見を聞きつつ、これらの情勢変化や企業動向、土地需要などを見極め、全体行程の見直しや事業費削減などを含めた計画内容の検証を行っていく。

【 北浜ふ頭 】

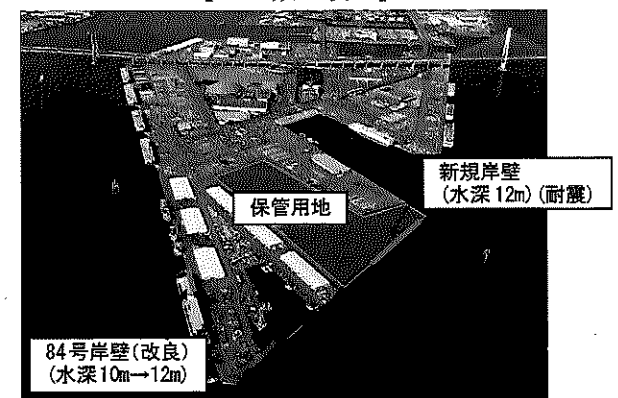


4 完成自動車取扱機能の強化・拡充

本港の背後には、我が国の基幹産業である自動車産業が集積しており、完成自動車の輸出は、私設積出基地がある新宝ふ頭のほか、公共岸壁がある金城ふ頭及び弥富ふ頭において行われている。また、本港を経由してのトランシップ輸送や輸入も行われるなど、完成自動車ハブ港として機能している。

更なる取扱機能の強化を図るため、金城ふ頭において、平成27年度から、完成自動車取扱機能の集約・拠点化や自動車専用船の大型化などに対応した耐震強化岸壁の整備や保管用地の拡充等に事業着手している。環境影響評価の配慮書の手続きを完了し、現在、方法書の手続きを進めており、引き続き、早期完成に向けて取り組んでいく。また、84号岸壁の改良については、現在、調査・設計を行っており、平成28年度の工事着手を予定している。

【 金城ふ頭 】



5 道路ネットワークの形成

コンテナターミナルと背後地域とのアクセスを強化するため、鍋田ふ頭進入道路は、平成25年3月に暫定2車線で供用開始しており、平成28年3月18日には4車線として完成し、供用開始する予定である。

また、飛島ふ頭に直結する名古屋環状2号線（西南部・南部）は、国等により整備が進められ、本組合は用地提供し協力するとともに、愛知県を始め関係者と一体となって、早期完成に向けた要望を行っている。同様に、平成26年に都市計画決定された西知多道路を始めとする広域幹線道路網についても、国等に整備推進の要望を行っている。

引き続き、渋滞緩和など物流の効率化のため、港内及び港と背後地域とを結ぶ円滑な道路ネットワークの強化・拡充に向け、関係機関と協力しながら取り組んでいく。

6 名古屋港港湾計画の改訂

港湾法に基づいて定める港湾整備のマスタープランである港湾計画については、幅広い関係者の意見を聞きながら検討を進め、新たに平成30年代後半を目標年次とする改訂（平成27年12月）を行った。

本計画では、引き続き、本港が中部圏のものづくり産業を物流面でしっかりと支えるとともに、安全・安心な港湾の構築、魅力ある交流空間と良好な港湾環境の形成を目指していくこととした。

今後は、港湾を取り巻く環境や社会経済情勢の変化を注視しつつ、港湾利用者や地域の要請に的確に対応し、計画の事業化に着実に取り組んでいく。

名古屋港の防災対策について

国による南海トラフの巨大地震の最新の知見に基づき、愛知県及び名古屋市は、南海トラフで発生する恐れのある地震・津波による被害想定をそれぞれ公表するとともに、地域防災計画の見直しを行った。本組合は、新たな被害想定や防災の基本理念を記載するなどの見直しを行った本組合防災計画（平成26年10月全部改正）や名古屋港港湾計画（平成27年12月改訂）、三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画（平成27年12月変更）に基づくハード・ソフト両面からの防災・減災対策を、災害対策アクションプラン（平成27年10月策定）を踏まえて計画的に遂行していく。

1 ハード対策

（1）高潮防波堤

地震・津波対策の改良工事として、国は平成28年度完了に向け、上部工の嵩上げや防波堤本体であるケーソン補強等の対策を実施している。特に整備効果の高い海上部区間は、平成26年度末に概成した。

（2）防潮壁及び防潮扉

防潮壁については、水際線に面し、背後地盤高が低い区間の液状化対策等を進めている。大手ふ頭南地区は平成27年度末に完了予定であり、鴨浦地区は平成29年度完了を目途に整備を進めている。また、築地東ふ頭地区は平成27年度より整備に着手した。

防潮扉については、今後も使用する扉のアルミ化による軽量化（16カ所）及び使用しない扉の壁体化による廃止（2カ所）を平成29年度完了を目途に実施している。

（3）堀川口防潮水門

既存の水門の地震・津波対策として、平成26年度に門扉補強工事を完了し、平成33年度完了を目途に、平成27年度より躯体の耐震補強工事を実施している。

なお、既存の水門は高潮対策に主眼を置いた構造であることから、その老朽化対策と併せ、津波に対する安全性をさらに高めるために、新たな水門の整備に向けた検討を進めている。

（4）中川口通船門

既存の水門の地震・津波対策として、平成26年度に門扉補強工事を完了し、平成29年度完了を目途に、平成27年度より躯体の耐震補強工事を実施している。

（5）耐震強化岸壁

港湾計画の改訂において、既存の施設を含めて、緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁を8バースに、コンテナなどの幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁を10バースに拡充した。

既設の緊急物資輸送対応の大江ふ頭と潮風ふ頭の耐震強化岸壁については、老朽化対策と併せ、耐震機能の維持・強化の対策を順次進めていく。このうち大江ふ頭については、平成31年度完了を目途に、平成26年度より改良工事を実施している。

金城ふ頭における新たな耐震強化岸壁については、平成27年度から調査・設計を実施しており、早期の完成を目指していく。

2 ソフト対策

(1) 港湾機能継続計画（港湾BCP）

大規模災害時に港湾機能を早期に回復させるため、国及び本組合を始めとする関係行政機関、関係業界団体等で構成する「名古屋港BCP協議会」において、名古屋港港湾機能継続計画（名古屋港BCP）を平成27年6月に策定した。今後は、同協議会構成員と協働し、名古屋港BCPで掲げる港湾機能の回復目標（緊急物資輸送は発災後3日以内に最小限の海上輸送ルートを確保、コンテナ貨物は発災後概ね7日以内にコンテナターミナルの耐震強化岸壁4バースを機能回復など）の達成に向けて、実効性を高めていく。

また、伊勢湾全体として港湾物流機能を早期に回復させるため、国及び湾内の港湾管理者を始めとする関係行政機関、関係業界団体等で構成する「伊勢湾BCP協議会」において、伊勢湾港湾機能継続計画（伊勢湾BCP）を平成28年2月に策定した。

(2) 津波避難対策

津波避難対策については、所在市村と連携して津波一時避難施設の確保を推進するとともに、関係者等と協議しながら津波避難訓練を進めていく。

また、本港を利用する人々が、災害発生時に的確な行動が出来るよう支援するため、所在市村が指定する津波一時避難施設や中川口ポンプ所の稼働状況など、本港に係わる防災情報を広く提供する「名古屋港防災情報サイト」を平成27年度末に開設する。

(3) 沿岸防災情報管理システム

防潮扉の閉鎖状況を本庁舎で把握する沿岸防災情報管理システムについては、平成27年度末に中継局の電源の二重化などを図り、高潮のみでなく津波への対応も含めた機能強化を進めている。

なお、平成27年4月から同システムにより、中川口通船門及び中川口ポンプ所の稼働状況について、名古屋港のホームページで情報提供を行っており、堀川口防潮水門及び堀川口ポンプ所の稼働状況についても平成28年4月より情報提供を行っていく。

(4) GPS波浪計

GPS波浪計の観測データは、現在、国が港湾管理者や関係自治体を対象に観測情報の試行的な提供を行うとともに、利活用方策について検討を行っている。引き続き、観測情報の利活用について、国や愛知県、名古屋市等の関係機関と調整していく。

(5) 石油コンビナート等

危険物施設や石油コンビナート施設の地震・津波対策は、愛知県石油コンビナート等防災計画に基づき、海上における流出油の防除や災害拡大の防止など、愛知県及び関係機関と連携した対応を図っていく。

(6) 関係機関との連携

港湾法に基づく「伊勢湾港湾広域防災協議会」及び国が主催する「名古屋港地震・津波対策検討会議」、「南海トラフ地震対策中部圏戦略会議」等に参画するとともに、本組合が主催する「名古屋港所在市村防災連携会議」を活用し、関係機関と防災に関する意見交換、情報共有を図っている。

組織機構の見直しについて

1 目的

行財政改革計画2013において、港湾経営機能の強化及び港湾施設の計画的な維持管理を推進することを目的に組織機構を見直すこととしており、これに防災・危機管理体制の強化及びにぎわい創出の取組の推進も加え、見直す。

2 主な見直し内容

主な見直し内容は以下のとおりである。なお、見直しは現行の部・課の数を増加させることなく再配置によるものとし、行政課題に迅速・的確に対応できる組織とする。

(1) 経営・誘致体制の強化

ア 企画担当の体制強化

国際産業戦略港湾の実現に向け、貿易構造の変革に合わせた港湾の対応の研究及び港湾連携の検討等の取組を推進するため、企画担当を増員し、体制を強化する。

イ 誘致推進課の体制強化

船舶及び貨物の誘致並びに企業の誘致を連動させた戦略的ポートセールスを推進するため、平成25年度より誘致体制の見直しを行ってきたが、近年の名古屋港へのクルーズ船の寄港増加に対応するとともに誘致活動を促進するため、誘致推進課に職を新設する。

(2) 維持管理体制の強化

平成27年度末に策定予定の「港湾施設等アセットマネジメント推進計画」を円滑に進めるため、技術管理課に新たに維持管理推進室を設置する。

(3) 防災・危機管理体制の強化

ア 危機管理監の新設

従来の担当部長（防災・危機管理担当）を廃止し、防災・危機管理に関する施策の一体的な推進を図るために、新たに危機管理監を設置する。

イ 初動体制の強化

夜間及び閉庁日における初動体制を強化するため、管理職等の宿日直制度を導入する。

(4) にぎわい創出の取組の推進

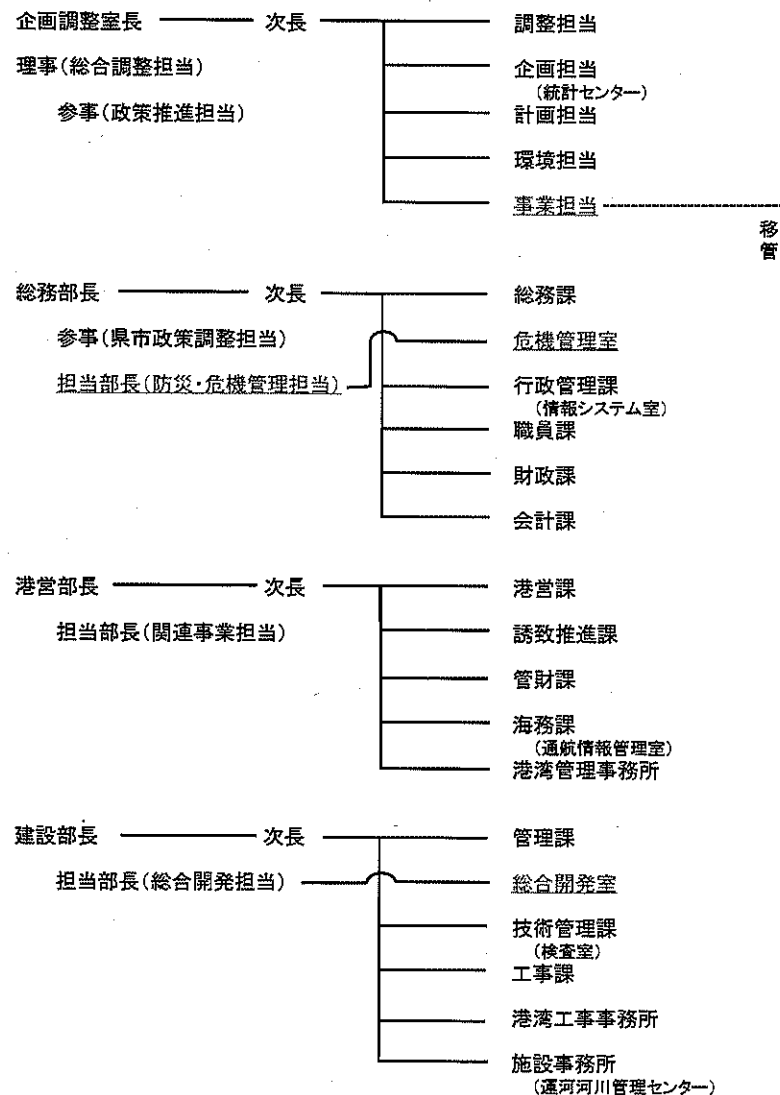
広報活動の充実及びにぎわい創出の取組を推進するため、総務課広報係を改組し、広報・にぎわい振興室を設置する。

3 実施時期

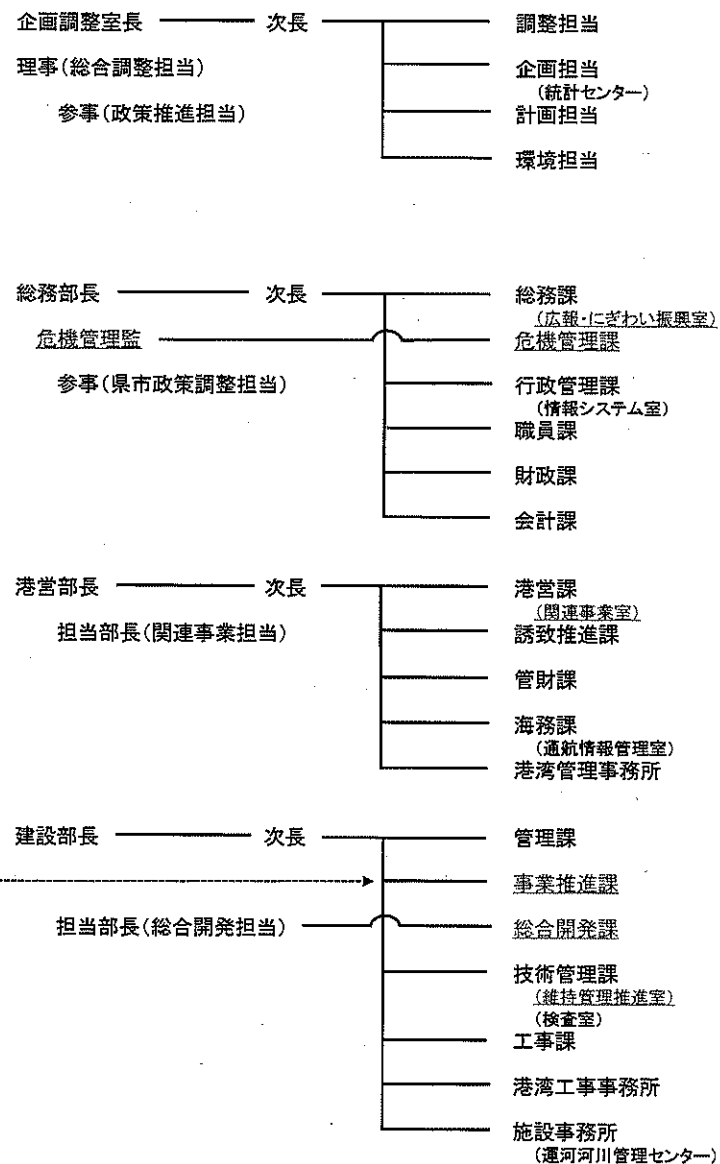
平成28年4月1日予定

参考 新旧比較表

【平成27年度】



【平成28年度】



港湾施設等アセットマネジメント推進計画について

1 背景と目的

本組合は、中部圏のものづくり産業を支え、日々の安全で快適な県民、市民の生活を支えるため、港湾施設を始め、防災施設及び親しまれる諸施設等（以下「港湾施設等」という。）の整備と管理・運営を行っている。

これらの港湾施設等を維持していくため、施設ごとに規模、重要度にかかわらず、一律に建設当時と同様の状態に戻し、新たに耐用年数を確保することとして維持管理計画を策定している。

その維持管理計画の維持補修費用をまとめたところ、年度ごとのばらつきがあり、維持補修費が増大していくことが予想されている。

今後は、厳しい財政状況が予測される中で整備してきた施設をいかにして機能を維持し、長期に活用していくのが重要な課題となっている。

このような課題に対応し、効率的かつ計画的な維持管理を行うため、必要な機能及び安全性を確保しつつ、更なる維持補修コストの低減及び平準化を図り、施設の長寿命化を進めるための港湾施設等アセットマネジメント推進計画（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2 本計画の対象施設と現状

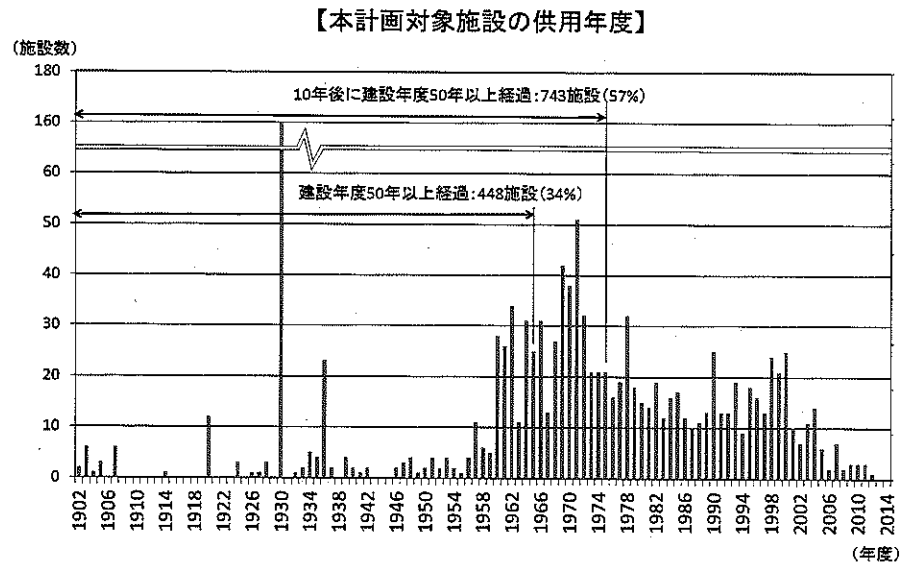
(1) 本計画対象施設と評価箇所数

施設種別	区分	延長・数量	評価箇所数
岸壁・棧橋・物揚場、護岸・防潮壁・防波堤・廃棄物埋立護岸、橋梁、道路	土木施設	251.7Km、34橋	856
建築物	建築物	280棟	280
ポンプ設備、水門・こう門、防潮扉、浮桟橋・係船浮標、船舶	機械設備	72箇所	101※
受変電設備、中央監視設備、静止型電源設備、発電設備、照明設備	電気設備	136施設	136
合 計			1,373

※評価箇所数は、ポンプ設備の基数、水門・こう門の門数を評価箇所数としているため、数量が異なる。

(2) 本計画対象施設の現状

本組合の施設は、高度経済成長期と呼ばれる1950年代半ばから1970年代半ばに全体の約1/3の施設が供用されており、供用後50年を超える施設は、平成27年4月現在の34%から今後10年で57%となり、急速に老朽化が進む。



3 取組

(1) 目標

- ・施設の必要な機能と性能を確保し、その状態を維持すること。
- ・厳しい財政状況の中、施設の補修を持続的に進められること。

(2) 維持管理の分類

利便性を確保し資産の効用を高める効率的な維持管理を行うため、港湾施設等のはたらきと重要度を踏まえて「計画的な維持管理を行う施設」と「応急的な補修を行う施設」に維持管理の水準を設定し、分類、区分する。

分 類	区 分	内 容	評価箇所数	
計画的な維持管理を行 う施設	予防保全型	規模の大きな施設において、損傷劣化が軽微な段階で小規模な対策を繰り返して行うことにより、供用期間中の要求性能が満たされるように性能の低下を防止する。	4 9 4	1, 1 1 1
	事後保全型	規模の小さな施設において、損傷劣化に起因する性能低下をある程度許容し、供用期間中 1-2 回の大規模な対策を行うことにより、供用期間中の要求性能が満たされるように性能の低下を防止する。	6 1 7	
応急的な補修を行 う施設	復旧型（Ⅰ）	施設の部材や装置が機能を失ってから、要求性能を満たすよう対処する。	1 7 4	2 6 2
	復旧型（Ⅱ）	施設の要求性能が満たされなくなったときに、施設の機能を見直し、その見直した機能の要求性能を満たすよう対処する。	8 8	
合 計			1, 3 7 3	

（３）補修の優先順序と内容

維持補修費用の低減、平準化と安全性、長寿命化を図る計画的な補修を行うため、点検の項目と診断の結果から港湾施設等の補修の優先順序と補修の内容を整理する。

分 類 補修の優先順序 と補修内容	計画的な維持管理を行う施設		応急的な補修を行う施設
	岸壁・栈橋・物揚場、護岸・防潮壁、防波堤・廃棄物埋立護岸、橋梁、道路、浮棧橋・係船浮標	建築物、ポンプ設備、水門・こう門、防潮扉、船舶、受変電設備、中央監視設備、静止型電源設備、発電設備	
補修の優先順序	安全性および長寿命化の面で重要度が高い部材の老朽化が進んでいる施設から補修する。	重要度と老朽化の進行度から点検項目を点数化し、その点数の高い施設、設備から補修する。	日常点検や定期点検等により老朽化または施設の利用上の支障となる不具合、その予兆が発見され、利用に大きな支障がある施設、設備から対処する。
補修の内容	施設を構成する必要な老朽化した部材、装置を補修し、計画的な維持管理を行うための性能を確保する。		老朽化または不具合がある区域、個所の部品の取換、部分的な補修等、要求性能を満たすよう対処する。

(4) 老朽化が進む港湾施設等への対応

港湾施設等の安全性の確保と、ライフサイクルコストを踏まえた長期的な維持補修費の低減を図るため、計画的な維持管理を行う施設1,111箇所のうち550箇所の施設の補修を、平成28年度から平成37年度までの10年間で集中的に進めていく。

4 今後の進め方

本計画の取組を、本組合が策定した維持管理計画書に取り込み、港湾施設等の補修を計画的に進めていく。これにより、港湾施設等の必要な機能及び安全性を確保しつつ、維持補修コストの低減及び平準化を図り長寿命化を進める。

本計画の進行管理は、維持補修の分類、補修の優先順序と内容を毎年度更新し、取組の進捗を確認、評価することにより行う。

また、本計画は、平成28年3月31日に策定し、本組合のホームページに公表する。

【これまでの維持管理計画の維持補修計画と本計画の取組の年度別の費用】

